

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月25日		
条例の題名		三 重 県 立 ゆ め ド ー ム う え の 条 例	公 布 日	平成9年10月17日	
条 例 番 号		平成9年三重県条例第57号	直 近 改 正 日	平成19年7月4日	
所管部局課		地域連携部水資源・地域プロジェクト課	電 話 番 号	059-224-2419	
条例の概要		地方自治法第244条の2の規定に基づき、「三重県立ゆめドームうえの」の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものである。		条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図るとともに、文化の向上等に資するために必要な施設である。地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、三重県立ゆめドームうえのの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであり、現在でも妥当性を有している。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図るとともに、文化の向上等に資するという設置目的は、県民の福祉の増進につながるものであるから、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	ほぼ毎日施設利用されており、この条例に基づく事務で行われていないものはない。		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	公の施設の設置及び管理に関する事項は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、条例で定めることが必要である。		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置及び管理に関する事項について定めるものであり、法令に抵触しない。		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置及び管理に関する事項について定めており、目的と手段は整合している。		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	県民力ビジョン施策255「市町との連携による地域活性化」		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無